

## 日野町創業支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、創業支援による地域の活性化を図るため、町内において店舗として新たに創業（店舗で事業を承継する場合を含む。以下同じ。）する者（以下「補助事業者」という。）の当該創業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、事業を開始すること。

(2) 家賃補助事業 創業する店舗に係る家賃に対する補助を行う事業をいう。

(3) 店舗改修費補助事業 創業する店舗の改修に係る経費に対する補助を行う事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請年度内に創業する者または申請時に創業から1年を経過しない者

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(3) 週3日以上の営業が可能であること。

(4) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種のうち、町長が補助対象業種として適当と認める業種を営む者

(5) フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業を営む者でないこと。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となる事業を営む者でないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定日から当該年度末までに要する経費であって、次に掲げるものとする。

(1) 店舗に係る家賃（3親等以内の親族との賃貸借契約の場合を除く。）

(2) 店舗の改修に係る経費（当該年度末までに施工業者への工事代金支払が完了するもの）

(補助対象店舗)

第5条 補助金の交付の対象となる店舗は、商品を陳列して販売するための建物および商品の製造または加工をするための建物とする。ただし、事務所としてのみ使用する建物は、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の交付の額は、別表に記載する補助対象経費に補助率を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、補助金限度額は同表に定めるとおりとする。

2 前項の規定による家賃補助事業の補助対象経費が補助金限度額の範囲内で12月分に満たない場合においては、補助金の交付決定を受けた年度の次年度4月に残りの月数分について補助金の交付の申請ができるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、日野町創業支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書

(2) 家賃補助事業の場合にあっては、賃貸借契約書の写し（店舗の所在地、家賃の月額、家賃支払対象者ならびに賃主の住所および氏名が確認できるもの）

(3) 店舗改修費補助事業の場合にあっては、改修費の見積書（見積内訳を確認できるもの）、現況写真および所有者の分かる書類（固定資産評価証明、売買契約書または賃貸借契約書の写し）

(4) その他町長が必要と認める書類

2 店舗改修費補助事業による補助金の交付を受けようとする者は、改修工事の着工前に、前項の交付申請をしなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適當と認めたときは、日野町創業支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助金の交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

(申請事項の変更および承認)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、その申請内容に変更または廃止が生じた場合は、日野町創業支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第3号）に、第7条第1項各号に掲げる書類（町長が必要と認めるものに限る。）を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請内容を審査した結果、変更が予算の範囲内であって、適當と認めたときは、日野町創業支援事業補助金変更交付決定通知書（別記様式第4号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(状況報告および調査)

第10条 町長は、必要に応じて補助事業の遂行状況に関し、補助事業者、貸主、施工業

者等に報告を求め、または調査することができる。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、日野町創業支援事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 家賃補助事業の場合にあっては、家賃の支払が完了したことを示す書類
- (3) 店舗改修費補助事業の場合にあっては、改修費の請求書（内訳明細のあるもの）、領収書および完了写真

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書を受理した後、その内容を審査し、補助することが適當と認めたときは、日野町創業支援事業補助金確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条の規定により補助金の交付の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、日野町創業支援事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第14条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助金限度額
家賃補助事業	当該店舗に係る家賃の月額。ただし、最大12月分とする	家賃の月額の2分の1以内	月額35千円。ただし、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づく、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者は、月額50千円
店舗改修費補助事業	当該店舗に係る改修の経費	補助対象経費の4分の1以内	350千円。ただし、産業競争力強化法に基づく、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者は、500千円